

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月11日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地

名称	住所又は主たる事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2

2 指定公金事務取扱者の指定した日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に納付させる歳入等の種類

市税

4 指定公金事務取扱者に歳入等を納付させる期間

令和7年4月1日から契約満了まで